

大和市告示第210号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可した。

平成27年11月18日

大和市長 大 木 哲

1 名称

百合ヶ丘自治会

2 規約に定める目的

平穏且つ良好な近隣地域との防災防犯安全面での連帯や外部団体との交流を密にして、住みよい環境づくりの共同自治活動を実践し、会員相互の福利と親睦を深めることを目的とする。

3 区域

大和市上和田1番地

4 主たる事務所

大和市上和田1番地134

5 代表者の氏名及び住所

(1) 氏名 伊藤 俊郎

(2) 住所 大和市上和田1番地134

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

(1) 代表者の職務執行の停止の有無 無

(2) 職務代行者の選任の有無 無

7 代理人の有無

無

8 規約に定めた解散事由

(1) 地方自治法第260条の20の規定により解散する。

(2) 総会の決議に基づいて解散する場合、総会において議決権をもつ出席者の3分の2以上の議決を得、且つ総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成27年11月13日